

Min At 1400 H-7

J. Antonietti
力 窓 側

辯護團文書第千四百号 H-7

アメリカ合衆國外公關係文書より抜萃

一九二一年乃至一九四年日本

第二卷

第七八頁

一九四一年十二月二日、日本大使館一等

書記官(寺崎氏)が詔セフ・タフリニ

ハシタイン氏手文こたる聲狀書。

二 W P L - I 四四の指令の下に準備せらるべ計画は、計画 D に表示されて居る状況で大部分適用し得るにつき、海軍作戦部長は W P L - I 四四に基く計画が最も優先性を持続することを希望します。

三 参照 A の第三。四及び五節に概説された計画 D の状況下に於ける一般的構成、想定、任務は海軍作戦部長の見解に一致して居ります。

四 第五節（七）に言及された北太平洋を襲撃する日本艦隊を最初に掃蕩することに^{關聯}しては茲に提案をすることが適切と認めます。

海軍作戦部長は日本がオアフの北約五〇〇哩に一艦船を或る朝配置してゐたらしいと信じます。

現在オアフの南西約一〇〇〇哩に同様の艦船が配置されて居る形跡があります。オアフ、バナマ附近、メキシコ沿岸及び公海上の國籍不明の潜水艦に関する諸報告に聽しては、前記の一艦船が潜水母艦であり、日本が戦時には潜水艦の根據を公海上の母艦に置く様計画するかも知れぬと推測出来ませう。

當分の間は我々が此の點に關し餘りに多くの關心を示すことは最も不得

L-H 2071 0101

東條英機首相の演説は、元来は、東條

氏少偶
久縛裁
大久之
民同
重休印
東律同
興正同

事務職員の本書用語が起り乍り上記したもつて
十月廿日

事務職員

レ
たも
ウ
ニ
十一月廿日

瑞蟹主催にかゝる
支那の根本元集は開基

事
像
約
締
結
一
周
年
記念
冊
上
で
記
載
あ
つ
た。
。

おまへらうべき
御牌あつた。

唯日當是

の事、該職署幹事は、新規通信の請

記者達

ま、に、
自身
は、
の、
府の、
容車
の、

七この文書の送達は緊急を要するので將校急使の次使を待つてゐては名宛人に間に合ふ様に到着しないでせう。故に發信人はこの文書を書留郵便で送附することを認可します。

署名

エッチ。アールスターク

L-H 204/1 # 10

柱圖を俟たわ。土の廿九日(土曜日)、夜、

承認

該草稿を發表し、この未許可の草稿

が、帝都の新聞紙に載つたのである。

御講演の如きは、世間には御存知の處

しかつた。加之、お相も他の御存知者も、

上記演説の内容に關しては、何等知る處

無かつた。

更に、兩派目せねばならぬ事は、この報道されん

七この文書の送達は緊急を要するので將校急使の次便を待つてみては名宛人に間に合ふ様に到着しないでせう。故に發信人はこの文書を書留郵便で送附することを認可しま。

エゾチアールスターク

人間の名譽と誇りにかけ、ヨリは、斯の種

人數の名譽と誇りにかけ、ヨリは、斯の種

の慣行を東亞より徹底的に掃除せよ。

可らずといふ言ひは、原文の誤譯也。

ある。原文は一掃するとか徹底的とか

いふ表現はないので、該言訳を正確

口譯すると人數の名譽と誇りにかけ、

斯の種の慣行は除去せられざる可らず

とふべきである。

ナガトは、いかがおもひますか?

七この文書の送達は緊急を要するので將校急使の次使を待つてゐては名宛人に間に合ふ様に到着しないでせう。故に發信人はこの文書を書留郵便で送附することを認可します。

名 エツチ。アルスターク